

松戸市フリースクール等利用児童生徒支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、不登校児童生徒の社会的自立を目指すとともに、市が認定するフリースクール等を利用する場合の費用に対する支援を行うことで、不登校児童生徒の通いの場や多様な学習の機会を確保することを目的として、不登校児童生徒がフリースクール等を利用するために要する経費に対し、この要綱に基づき、予算の範囲内において松戸市フリースクール等利用児童生徒支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、松戸市補助金等交付規則（昭和55年松戸市規則第17号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 松戸市フリースクール等利用児童生徒支援補助金については、近年の物価高騰に対する子育て世帯への緊急的な対策として実施する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 児童生徒

学校教育法第2条第2号に規定する児童生徒のうち、小学校又は中学校に在籍する者をいう。

(2) 不登校児童生徒

前号に定める児童生徒のうち、何らかの心理的、情緒的、身体的又は社会的要因・背景により、登校しない、又はしたくともできない状態にあるために登校が困難な者をいう。

(3) 保護者

親権を行う者、未成年後見人その他の者であって、児童生徒を現に監護するものをいう。

(4) フリースクール等

不登校児童生徒に対し、通学またはオンラインを活用した学習支援、生活習慣の改善指導、教育相談及び体験活動等の活動を行っている民間の事業者をいう。

(5) 認定事業者

第16条の規定により市長が認定した事業者をいう。

(6) 利用料

認定事業者を利用する全ての児童生徒に提供する活動に対して、認定事業者が保護者から月ごとに徴収する利用料であって、入学料、施設整備費等の類ではないものをいう。

(7) 利用日

在籍する学校の課業日をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次のいずれにも該当する者とする。

(1) 申請のあった日の前1年以内におおむね30日以上、在籍する学校（以下「在籍学校」という。）に登校していない児童生徒の保護者であること。

(2) 認定事業者を利用する児童生徒の保護者であること。

(3) 児童生徒の様子等に関する情報について、在籍学校と認定事業者が相互に情報共有することを承諾する保護者であること。

(4) 市や県の相談機関と必要に応じ連携ができる保護者であること。

(5) その他対象経費の補助を別の団体等から受けていない保護者であること。

(6) 市税の滞納がない保護者であること。

(7) 受給資格認定申請があった日において、次のア又はイのいずれかに該当する者であること。

ア 市内に住所を有する児童生徒

イ 市外に住所を有し、かつ、市内の小中学校に学籍を有する児童生徒

2 前項の規定にかかわらず、市長は特に必要と認める者を補助対象者とすることができる。

(補助金額)

第4条 児童生徒1人あたりの補助金額は、1月につき、利用料等（消費税及び地方消費税を除く。）の3分の1の額（その額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とし、10,000円を上限とする。

(対象経費)

第5条 補助の対象となる費用は、補助対象者が認定事業者に支払う利用料並びにそれに付随

する活動及び体験学習に掛かる費用とする。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、松戸市フリースクール等利用児童生徒支援補助金申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。なお、当該申請については、1人の児童生徒に対し、同時に複数の申請をすることはできない。

（補助対象者の認定等）

第7条 市長は、第6条の規定による申請があったときは、その内容の審査を行い、補助対象者として認定するか否かを決定するものとする。この場合において、市長は、児童生徒の在籍学校の学校長の意見を聴取することができる。

2 市長は、前項の審査により補助対象者として認定した者（以下「補助認定者」という。）には、松戸市フリースクール等利用児童生徒支援補助金対象者認定通知書（第2号様式）により、補助認定者としなないときは、松戸市フリースクール等利用児童生徒支援補助金対象者不認定通知書（第3号様式）によりその旨を申請者に通知する。

3 市長は、補助認定者が偽りその他不正な手段により、補助認定者として決定を受けたと認めるときは、松戸市フリースクール等利用児童生徒支援補助金認定者取消通知書（第4号様式）により、補助認定者の決定を取り消すことができる。

（学校・施設の情報提供）

第8条 市長は、前条第1項の規定により補助認定者としたときは、申請者の児童生徒が利用する在籍学校及び認定事業者に対し、申請内容について情報提供を行うものとする。

（実績報告）

第9条 補助認定者は、次項で定める期間ごとに松戸市フリースクール等利用児童生徒支援補助金実績報告書（第5号様式）及び松戸市フリースクール等利用児童生徒支援補助金利用確認書兼対象経費報告書（第6号様式）に関係書類を添えて市長に提出するものとする。

2 前項で定める書類の提出期間及び期限は次の通りとする。

（1）第1期（児童生徒が在籍する学校の課業日（4月から7月まで））7月19日から8月15日

（2）第2期（児童生徒が在籍する学校の課業日（9月から12月まで））12月23日から翌1月30日

（3）第3期（児童生徒が在籍する学校の課業日（1月から3月まで））3月16日から3月31日

3 前項の規定にかかわらず、松戸市フリースクール等利用児童生徒支援補助金実績報告書（第5号様式）及び松戸市フリースクール等利用児童生徒支援補助金利用確認書兼対象経費報告書（第6号様式）の提出ができないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときは、前項に規定する期間の属する年度内において提出することができる。

（交付の決定）

第10条 市長は、前条第1項の規定による報告を受けた場合においては、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う調査等により、その報告に係る利用料等が補助金の交付決定の条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金額を確定し、補助金の交付を決定する補助認定者（以下「交付決定者」という。）に対し、松戸市フリースクール等利用児童生徒支援補助金決定通知書（第7号様式）により通知する。

（交付の取消）

第11条 市長は、補助認定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の補助の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）第3条に定める補助認定者の要件を満たさなくなったとき。

（2）申請児童生徒が、正当な理由なく一月に一度もフリースクール等に通所しないとき。

（3）偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき。

（4）補助金を他の用途で交付決定を受けたとき。

（5）補助金の交付の内容又はこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき。

（6）その他やむを得ないと認められる特別な事情が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、松戸市フリースクール利用者支援事業補助金交付決定取消通知書（第8号様式）により、補助認定者に通知する。

3 第1項の規定は、前条の規定により交付すべき助成金の額を確定した後においても適用す

る。

（支給の方法）

第12条 補助金は、申請者へ通知した松戸市フリースクール等利用児童生徒支援補助金交付決定通知書（第7号様式）記載の額を指定された金融機関の口座へ松戸市から直接振り込むことにより支給するものとする。

（補助金の返還）

第13条 市長は、第11条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る補助金が既に交付されているときは、交付決定者に対し、松戸市フリースクール等利用児童生徒支援補助金交付決定取消通知書（第8号様式）により、当該補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

（フリースクール（オンライン含む）等の認定事業者の基準）

第14条 市長が認定する事業者は、民間団体または法人が経営し、かつ、次の各号に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 1年以上の活動実績（任意団体（フリースクール）として活動していた期間を含む。）があること。
- (2) 活動内容を外部に公開および事業を周知し、広く児童生徒を受け入れる体制があること。
- (3) 原則として週に1回以上開所し、主に学校の課業時間内に不登校児童生徒の受け入れができること。
- (4) 利用している不登校児童生徒の将来の社会的自立を目指して、生活習慣の改善指導、学習支援、体験活動及び教育相談等に関する取組を提供していること。
- (5) 利用している不登校児童生徒やその保護者に対して、児童生徒の社会的自立に向けた相談業務を提供できる人員を配置していること。
- (6) オンライン型フリースクールにおいては、学習履歴が分かること、双方向的にコミュニケーションがとれ、協働的な学びを実現できること。
- (7) 市長又は学校長の要請により、利用している不登校児童生徒に関する必要な情報を提供するなど、児童生徒が在籍する学校と連携することができること。
- (8) 業務上、知り得た不登校児童生徒の個人情報については、慎重に取扱うとともに、他に漏らさないこと。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めた事業者は認定事業者とすることができる。

（事業者の認定申請）

第15条 認定事業者として認定を受けようとする者は、松戸市フリースクール等利用児童生徒支援補助金適用認定事業者申請書（第9号様式。以下「認定事業者申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 当該フリースクール等の施設概要、人員体制（スタッフ・相談員（相談員が資格を有する場合は、その資格の名称）の名簿）、学習及び活動内容（パンフレット等）を確認できる書類
- (2) 当該フリースクール等の利用料の額が確認できる書類
- (3) 法人にあっては、当該申請を行った日から前3か月以内に発行された運営者に係る登記事項証明書
- (4) 学校との連携内容が分かる書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

（認定事業者の決定）

第16条 市長は、前条に規定する認定事業者申請書の提出があったときは、その内容を審査し、認定するものとして判断したときは松戸市フリースクール等利用児童生徒支援補助金適用認定事業者決定通知書（第10号様式）により、認定しないものとして判断したときは松戸市フリースクール等利用児童生徒支援補助金適用認定事業者不認定通知書（第11号様式）により、申請を行った者に通知するものとする。

（事業者の変更、廃止及び休止）

第17条 認定事業者として認定を受けた者は、認定事業者申請書に記載した事項に変更があったときは、速やかに松戸市フリースクール等利用児童生徒支援補助金適用認定事業者変更届出書（第12号様式）を市長に提出しなければならない。

2 認定事業者を廃止又は休止するときは、速やかに松戸市フリースクール等利用児童生徒支援補助金適用認定事業者廃止・休止届（第13号様式）を市長に提出しなければならない。

(事業者の認定取消)

第18条 市長は、認定事業者が第14条に規定する基準を満たさなくなったときは、同条の認定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により認定を取り消したときは、松戸市フリースクール等利用児童生徒支援補助金適用認定事業者認定取消通知書(第14号様式)により認定事業者に通知するものとする。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年9月1日から施行する。